



付属資料

・ 山口市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 山口市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定による、市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定に関し、調査研究及び意見を述べることを目的として設置する。

（組織）

第2条 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)関係機関及び関係団体の職員
- (3)その他の市が必要と認める者

（会長）

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員会において委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し会務を処理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第4条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、議事に関し必要があると認めるきは、会議に委員以外の者の出席を求める事ができる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定及び公表をもって、解散するものとする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、都市計画マスタープランの策定及び公表をもって、その効力を失う。

・ 山口市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿（敬称略）

氏名	役職名等	備考
内田 文雄	山口大学大学院理工学研究科教授	会長
朝日 幸代	山口大学経済学部教授	副会長
足立 明男	山口情報芸術センター館長	
師井 努 (古谷 健)	山口県土木建築部都市計画課長	
末光 信雄 (長掛 実)	山口県防府土木建築事務所長	
荒瀬 尚良	山口県山口農林事務所長	
原 昌克	山口市社会福祉協議会会長	
田原 文栄	山口商工会議所	
小泉 貢 (清水 春治)	山口市自治会連合会会長	
國安 克行	山口市小郡区域区長協議会会長	
濱崎 早都	秋穂区域区長会会長	
松浦 有朋 (上野 豊明)	阿知須自治会連合会会長	
板垣 幸男	山口市徳地自治会連合会会長	
椿 包光 (佐々木 享)	阿東自治会連合会会長	
入交 知則	公募市民	
長安 典子	公募市民	

※ ()内は前任者、役職名等は委嘱時のもの

・ 山口市都市計画推進連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 本市のまちづくりの推進に資する都市計画に関する重要事項を審議検討するため、山口市都市計画推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号の用途地域の決定及び変更に関すること。
- (2) 法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるための検討に関すること。
- (3) 法第21条の2の規定による都市計画の決定等の提案に関すること。
- (4) その他、都市計画に関する特に重要な事項の審議検討に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、都市整備部長をもって充てる。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

（副会長）

第5条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第7条 所掌事務を推進するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事長は、都市計画課長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が審議事項の内容に応じて関係幹事を招集する。

5 幹事会の会議は、書面をもって開催に代えることができる。

（庶務）

第8条 連絡会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表第1)

・ 山口市都市計画推進連絡会議構成員（平成22年4月1日施行時）

氏名	役職名等	備考
吉田 正治	副市長	会長
吉村 博雄	都市整備部長	副会長
中村 憲行	総合政策部長	委員
伊藤 和貴	経済産業部長	委員
御手洗 賢司	上下水道局長	委員
岡屋 正昭	農業委員会事務局長	委員

(別表第2)

・ 山口市都市計画推進連絡会議幹事会構成員（平成22年4月1日施行時）

都市計画課長	幹事長
企画経営課長	幹事
商工振興課長	幹事
農業振興課長	幹事
林業振興課長	幹事
都市整備課長	幹事
道路河川建設課長	幹事
開発指導課長	幹事
下水道整備課長	幹事
農業委員会事務局副参事	幹事

・ 山口市都市計画マスタープラン策定経過

年 月 日	内 容
平成 20 年 9 月 1 日 9 月 20 日	市民アンケート調査実施
9 月 26 日	都市計画推進連絡会議・幹事会開催
10 月 8 日	第 1 回都市計画マスタープラン策定委員会開催
11 月 25 日 11 月 28 日	まちづくり審議会への意見聴取（5 地域）
12 月 19 日	都市計画推進連絡会議幹事会開催
平成 21 年 1 月 14 日	都市計画推進連絡会議開催
1 月 23 日	第 2 回都市計画マスタープラン策定委員会開催
2 月 12 日 2 月 17 日	市民懇談会開催（5 地域）
2 月 16 日	山口市市議会議員説明会開催
7 月 14 日	都市計画推進連絡会議幹事会開催
7 月 16 日	都市計画推進連絡会議開催
8 月 11 日	第 3 回都市計画マスタープラン策定委員会開催
9 月 30 日 11 月 18 日	地域別市民ワークショップ開催（各ブロック×3 回）
平成 22 年 3 月 13 日	市民懇談会開催（阿東地域）
7 月 26 日	経営会議開催
平成 23 年 2 月 18 日	都市計画推進連絡会議・幹事会開催
2 月 18 日	山口市市議会議員説明会開催
9 月 27 日	第 4 回都市計画マスタープラン策定委員会開催
10 月 13 日	第 5 回都市計画マスタープラン策定委員会開催
11 月 7 日	経営会議開催
11 月 7 日	山口市都市計画審議会へ報告
11 月 28 日	山口市議会議員説明会開催
11 月 29 日 12 月 28 日	パブリックコメントの実施
平成 24 年 1 月 20 日	山口市都市計画審議会へ諮問

・用語の解説

あ	
アイデンティティ	環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであることをいい、主体性、役割、存在意義、価値ともいう。
新しい公共	「公共」は行政によってのみ担われるものではなく、民間によっても担われるものであるとした考え方。地域に根ざした身近な課題に柔軟に対応する点で民間の担う公共は重要な意味を持つといわれる。
NPO (エヌ・ピー・オー)	Non-Profit-Organization の略で、営利を目的とせず、社会的使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織。「民間非営利組織」と呼ばれる。
大内文化特定地域	室町時代に栄えた大内氏の遺跡・文化財や幕末・明治維新期の史跡、古くからの街道筋の街並みなどの歴史資源が残り、経済や文化等において市内への波及効果が期待できる地域。
オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間。
か	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 250m、1 箇所あたり面積 0.25ha を標準としている。
開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度のことを開発許可といい、都市計画区域内において、開発行為（本市の場合 1,000 m ² 以上）をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。開発許可の基準は、都市計画法第 33 条及び第 34 条に定められているが、平成 12 年の法改正で地方公共団体の条例により基準を強化又は緩和できるようになった。
合併処理浄化槽	公共下水道や農業・漁業集落排水施設のない地域で、し尿と台所、風呂、洗面所などの生活雑排水を同時に処理する施設をいう。
供給処理施設	上水、ガス、電力等の供給、下水、ごみ処理など都市の生活に必要な循環機能、エネルギー供給に係わる施設の総称。電気供給施設・ガス供給施設・上下水道・ごみ処理場などがある。
共同溝	電気、電話、水道、ガスなどのライフラインをまとめて道路などの地下に埋設するための設備。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 500m、1 箇所あたり面積 2ha を標準としている。
グループタクシー制度	山口市内において公共交通の利用が不便な地域の高齢者を対象としたタクシーの共同利用制度。

(経済の) グローバル化	情報通信技術の発展や交通手段の発達に伴い、国境を越えて世界的な規模で経済活動が営まれているさま。
景観協定	景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、建築物、工作物、緑地など、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する様々な事項を協定する制度。
景観計画	平成16年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観法の基本となる制度で、景観計画には、「景観計画区域」、「景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針」、「良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物・樹木の指定の方針」を定めるとともに、条例を定めることによりその他の景観形成に必要な事項等を定めることができる。
景観重要建造物	良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。
景観重要公共施設	道路や河川等の公共施設のうち、良好な景観の形成において重要な施設として定められたものをいい、管理者の合意のもと指定される。これに指定された公共施設の整備は、景観計画に即して行われなければならない。
建築協定	住宅地としての良好な環境や商店街としての利便の維持増進を図るなどのために、地域住民によって設けられた建築物に関する協定のことをいう。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備などについて定め、特定行政庁の認可により成立する。
広域経済・交流圏	県中部の圏域で、広島、福岡・北九州地方中枢都市圏の中間に位置するという特性を踏まえ、市町間の交流・連携を通じた地域資源の有効活用や経済循環の活性化等、市域を越えた取り組みや経済的な一体性の形成が望まれる地域。
広域県央中核都市	人口30万人以上を有する高い都市経営能力を持つ都市で、広域経済・交流圏における経済活動を支え、広域的に質の高い都市的サービスを提供するとともに、世界に通用するまちとしての価値を創造・発揮する都市。
広域避難場所	大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模な公園、緑地等のオープンスペースをいう。
公共下水道	都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、主として市街地の雨水や汚水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道。
高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響のある機能。
交通結節点	異なる交通手段を相互に乗り換え、乗り継ぎするための施設で、駅や主要なバス停などを意味する。

高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の者の割合。
コミュニティ交通	コミュニティバスやコミュニティタクシーなど、地域の特性や住民の要望に合った移動手段で、地域をきめ細かく回り、地域の中心地や基幹交通に接続する交通機関のこと。
コンベンション	見本市や学術会議、国際会議など、共通の目的を持って一定の場所に集合する様々な催しや会議のこと。
さ	
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。老朽化した建物が密集し、道路が狭いなど生活環境が悪化している地区や有効な土地利用が図られていない地区等において既存の建物を除去し、土地の共同化と高度利用を図り、不燃化した共同建物に建て替えるとともに、道路・公園・広場等の公共施設の整備とオープンスペースの確保によって、安全で快適な都市環境を創出するもの。
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。
自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用の総称。
住区基幹公園	都市公園のうち、住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が該当する。
(農業・漁業) 集落排水	農業用排水や漁港及び周辺水域の水質保全と農業・漁業集落の衛生環境の向上を図るために、農業・漁業集落における汚水処理する施設。
循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効活用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指す社会をいう。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方である。
森林セラピー	森の地形や自然を利用して健康増進やリハビリテーションに役立てる森林療法のことをいう。
水源涵養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
ストック	今までに整備されてきた道路や公園、下水道、建築物などの現有的資源(財産)としての都市施設及び住宅等。
スマートインターチェンジ	高速自動車道の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

た	
地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まり。
地域高規格道路	全国的な幹線道路ネットワークである高規格幹線道路(高速自動車道等)と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域交流拠点との連結等に資する路線のことをいう。自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、高速サービスを提供できる道路。
地域森林計画対象民有林	国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林を指す。
低炭素型社会	地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。
DID 地区	人口集中地区のことで、国勢調査において設定される統計上の地区。原則として、人口密度が4,000人/km ² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。
特定環境保全公共下水道	市街化区域(非線引きの場合は、既成市街地及びその周辺地域)以外において設置されるもので、自然公園の区域内の水質保全、農山漁村の生活環境の改善などを図る必要がある地域において施行される公共下水道。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない区域(市街化調整区域を除く)において、その良好な環境の形成や保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。
特別用途地区	用途地域内において特別の目的から特定の用途の利便の増進、環境の保護等を図ることで、用途地域の制度を補完するために定める地区。
都市核	行政、業務、商業、文化などの高次都市機能が集積し、人々の生活文化や事務所の経済活動等に対して広域的に質の高い都市的サービスを提供する拠点。広域県央中核都市の核となるエリア。
都市景観形成地区	山口市都市景観条例において、山口らしさをいかした都市景観の保全創造及び育成を図る必要がある地区として、市長が指定する区域のことで、一の坂川周辺の約12haの地区を指定している。
都市公園	都市公園法に基づき、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するものや、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地に該当するもの。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。
土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれのある区域。そのうち、特に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域が指定される。

土地区画整理事業	土地区画整理法に基づく、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。快適な都市環境をつくるため、面的整備がされていない市街地について、土地の区画の整形化や、土地の所有者から土地の一部を提供していただき、新たに公園や道路を整備するもの。
な	
内水（氾濫）	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。大雨が降ると、降った雨を流しきれなくなったり、支川が本川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の外水が小河川に逆流することもある。こうした内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が浸水してしまうことを「内水氾濫」という。
農振農用地	農林振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、一定の要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域を農業振興地域といい、「農振地域」と略称される。農業振興地域内の土地で一定の条件を満たし、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された区域を農用地（農振農用地、農振青地）といい、指定されていない区域を非農用地（農振白地）という。
農地転用	農地を宅地や駐車場など、農地以外のものにする（転用）こと。農地法では、転用または転用を目的とした権利の設定・移転に対して規制を設けており、都道府県知事（4haを超える場合は農林水産大臣、権限委譲を受けている市は農業委員会）の許可が必要である。
は	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源のことで、化石燃料を除いたもの。
ハザードマップ	一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にした災害予測図。住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などが示されている。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。その原因としては、空調システムや自動車などの人間活動により排出される人工排熱の増加や、緑地・水面の減少と建築物・舗装面の増大による地表面の人工化が挙げられる。
風致地区	都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市計画上、風致の維持が必要と考えられる地区のこと。
保安林	水源涵養、災害の防備、生活環境の保全等の公益目的を達成するために指定される森林で、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、伐採や開発等が規制される。
防火・準防火地域	防火性能の高い建築物等の建築を促進し、地域の不燃化を進めることにより、市街地における火災の危険を防除するために定める地域。
風致地区	都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市計画上、風致の維持が必要と考えられる地区のこと。

保安林	水源涵養、災害の防備、生活環境の保全等の公益目的を達成するために指定される森林で、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、伐採や開発等が規制される。
防火・準防火地域	防火性能の高い建築物等の建築を促進し、地域の不燃化を進めることにより、市街地における火災の危険を防除するために定める地域。
保健休養	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果。
圃場整備	農地の区画・規模・形状を変更し、農道等を整備する農地基盤の整備のこと。これにより農地が整然となり、農業生産性の向上と農村環境の整備を図ることができる。
ま	
モータリゼーション	自動車为社会と大衆に広く普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる現象。
や	
用途地域	都市計画の地域地区のうち最も基礎的な制度で、住環境の保護と機能的な都市活動を確保するため、都市全体の土地利用の枠組みを定めるもの。住居、商業、工業などそれぞれの目的に応じて12種類ある。
ら	
ライフライン	上下水道、電気、ガス及び電話など人々が日常生活を維持するために不可欠な供給システムの総称。
わ	
ワークショップ	行政計画の策定や、公共施設の計画といった様々な分野において、住民と共同して研究・学習や意見交換、作業を行うこと。これにより、住民の意見の反映されたまちづくりを進める。

山口市都市計画マスタープラン

【発行】

山口市

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

【編集】

山口市都市整備部都市計画課

TEL 083-934-2831

FAX 083-934-2654

【発行日】

平成24年（2012年）3月